

鳥取市立病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月22日

鳥取市長 深澤義彦

鳥取市条例第15号

鳥取市立病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

鳥取市立病院使用料及び手数料条例（昭和35年鳥取市条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表第1 予防接種料の部の次に次のように加える。

装置使用料	頭皮冷却装置	1回	13,200
	頭皮冷却用キャップ	1回	14,300

別表第1備考第2項中「8,000円」を「6,000円」に改め、同表備考第3項中「16,000円」を「12,000円」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。